

桐生市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）（事業計画：55 ページ）

（1）計画変更の理由

本事業につきましては、母子保健法や児童福祉法の改正により、要保護児童等に対する支援拠点の整備等、国の新たな検討すべき課題が生じたため、計画変更するものです。

（2）計画変更点について

①「確保方策について」の変更
（現行の計画（変更前））

【確保方策について】

- ◆本事業については、平成 28 年度から実施できるように、平成 27 年度中に事業体制を整備します。



（計画変更（案））

【確保方策について】

- ◆本事業につきましては、子育て世代包括支援センターの体制整備に併せて、実現可能な事業内容から順次整備します。

以 上